

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

令和7年4月1日 適用
(土木・工事主任用)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	1. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 ☐ 当初の施工計画書を、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出している。 ☐ 施工計画書と現場の施工体制が一致している。 ☐ 工事工程計画を短縮させる施工体制を確立し、工期短縮が地域住民に寄与した。 ☐ 施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図は工事関係者や公衆の見易い場所に掲げられ、現場と一致している。 ☐ 元請が下請の作業成果を検査している。 ☐ コリンズの登録は、監督職員の確認を受けた上で工期の始期後10日以内に行われ、必要に応じて変更登録を行っている。 ☐ 工事に使用した材料の品質を証明する試験結果表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整理保管していることが確認できる。 ☐ 社内検査員の身分（社員）、経歴が確認でき適正である。 ☐ 社内検査などの時期や確認事項が工事全般にわたりよく把握され有効に機能している。 ☐ 建設労働者の処遇改善のため、各種退職金制度の加入状況の把握や、未加入事業者に対し建退共制度への加入を促し、建退共の場合は証紙の配布や受け払い簿、電子申請等による管理が適切にされている。（下請負者含む） ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応を遅延なく行っている。 ☐ 共同企業体の施工においては、共同企業体協定書、共同企業体編成表に基づく適正な運営がなされていることが共同企業運営関係書類で確認できる。 ☐ その他（理由：_____） ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が4項目以下の場合はc評価とする。			☐ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 該当項目が90％以上・・・・・・・・・・a 該当項目が80％以上90％未満・・・・・・・・b 該当項目が80％未満・・・・・・・・・・c 上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合c d eにより評価する。 ☐ 日常的に、監督員等に対して施工体制一般に関する事項に対しての説明等が不適切な場合。 ☐ 日頃より、施工体制一般事項の不備等についての指摘を受けた場合。				

	Ⅱ. 配置技術者 (現場代理人等)	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 【全体を評価する項目】 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 ☐ 各種法令、諸基準に基づいて、工事が進められている。 ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、現場監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。 【現場代理人を評価する項目】 ☐ 現場代理人が、工事全体を把握している。 ☐ 下請業者が行う施工及び品質・出来形について管理されている。 ☐ 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 ☐ 施工中に問題がなかった、または施工中の問題に対し、責任感をもって早急に対応策を検討し解決に務めた。 【監理（主任）技術者を評価する項目】 ☐ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ☐ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☐ 作業環境、気象、地下埋設物、地質等の工事制約条件について、事前の調査と対策を検討し監督員との協議のうえ実施している。 ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☐ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ その他 理由： ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ●判断基準 該当項目が90％以上・・・・・・・・a 該当項目が80％以上90％未満・・・・b 該当項目が80％未満・・・・・・・・c 上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d eにより評価する。 ☐ 日常的に、監督員等に対して配置技術者に関する事項に対しての説明等が不適切な場合。 ☐ 日頃より、配置技術者の不備等についての指摘を受けた場合。			☐ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

令和7年4月1日 適用
(土木・工事主任用)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 ☐ 工事請負契約約款第18条第 1 項第 1 号から 5 号に基づく設計図書の照査を行い、監督職員の確認を受けて施工がなされている。 ☐ 現場の特性を踏まえ想定される影響を検討し、その対策等について施工に先立ち協議や報告を行っている。 ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ 計画内容に変更が生じ、施工計画書の変更が必要な場合、その都度当該工事の着手前に変更計画書を提出している。 ☐ 施工計画書と現場の施工方法が一致している。 ☐ 材料の搬入時に品質・規格等を確認し、適切な方法で保管している。 ☐ 工事材料の使用及び調達計画が十分なされ管理されている。 ☐ 使用工事機器・材料の品質保証等や工事記録写真等が適切に整理されている。 ☐ 監督員の立会いにあたって、あらかじめ立会願を提出している。 ☐ 段階確認の手続きが適時・的確に行われている。 ☐ 施工協議簿などを不足なく、適時・適切に提出した。 ☐ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び適正に行っている。 ☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び適正に行っている。 ☐ 気象等の自然条件に適応した施工が行われている。（温度管理、風対策等） ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを適正に行っている。 ☐ 現場内での整理整頓を日常的に行っている。 ☐ 既設部分に対し、損傷を与えないような配慮をしている。 ☐ 現場環境改善等について独自の工夫により取り組んでいる。 ☐ その他 理由： ●判断基準 該当項目が90%以上・・・・・・・・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・b 該当項目が80%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。 上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d e により評価する。 ☐ 日常的に、監督員等に対して施工管理に関する事項に対しての説明等が不適切な場合。 ☐ 日頃より、施工管理の不備等についての指摘を受けた場合。			☐ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

	Ⅱ. 工程管理	a	b	c	d	e	
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	
		●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した計画工程表を作成している。 ☐ 実施工程表の作成及び施工条件の変更等に伴う工程表のフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☐ 工事により、地域住民の活動に大きな影響を与えないよう工程管理を行った。 ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☐ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。休日に作業した場合は、振替休日を確保している。 ☐ 施工計画書に記載の施工時間帯以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ その他 理由： ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。		☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 該当項目が90％以上・・・・・・・・a 該当項目が80％以上90％未満・・・・・・・・b 該当項目が80％未満・・・・・・・・c					
		上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合c d eにより評価する。 ☐ 日常的に、監督員等に対して工程管理者に関する事項に対しての説明等が不適切な場合。 ☐ 日頃より、工程管理の不備等についての指摘を受けた場合。					

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

令和7年4月1日 適用
(土木・工事主任用)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
	Ⅲ. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 ☐ 店社パトロールを1回／月以上実施し記録している。（労働安全衛生規則第18条の6、8） ☐ 発注者が実施する安全パトロールで指摘を受けたことがない。 ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 ☐ 安全巡視、作業前打合せ（TBM）、危険予知（KY）等を実施している。 ☐ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性を反映している。 ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐ 労働安全衛生法及び関係法令に基づき現場内で予測される災害について対策を講じている。 ☐ 過積載防止、荷崩・落下防止、安全速度遵守等、交通災害防止に積極的に取り組んでいる。 ☐ 使用機械、車両等の点検整備等がなされている。 ☐ 重機操作や各種工程に際して、誘導員配置や安全通路の表示・区分等を行い安全対策を行っている。 ☐ 山留め（土留め）、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ 足場や型枠支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ 工事現場における保安施設等の設置が適切であり、管理が行き届いている。 ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ 酸欠・有毒ガス・粉塵対策等を行い、作業環境を適正に管理している。 ☐ 工事車両の通行経路の選定、一般車両の通行について、必要な協議を行い、かつ交通安全に努めている。 ☐ その他 理由： ●判断基準 該当項目が90%以上・・・・・・・・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・b 該当項目が80%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合c d eにより評価する。 ☐ 日常的に、監督員等に対して安全対策に関する事項に対しての説明等が不適切な場合。 ☐ 日頃より、安全対策の不備等についての指摘を受けた場合。			☐ 安全対策に関する現場管理または防災体制が不適切であった。 ☐ 監督員から文書による改善指示を行った。 ☐ 請負者の責により事故が発生したが、契約部署から口頭注意以上の処分がなかった。 ☐ 工事担当部より文書又は口頭注意を受けた。 ☐ 事故報告や被災者救護が遅延した。 上記1項目でも該当あれば d	☐ 安全対策の不備により重大な災害等を与えた。 ☐ 請負者の責により事故が発生し、参加停止等措置要領による参加停止又は文書及び口頭注意措置を受けた。 上記1項目でも該当あれば e

	IV. 対外関係	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 ☐ 施設管理者等と調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 地元住民との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☐ 市民要望や苦情処理、折衝議事等の記録が漏れなく残されており、それらの経過等が適切に報告されている。 ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☐ 防塵・振動・騒音対策等を行い、周辺環境への影響に配慮している。 ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ その他 理由：			☐ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 該当項目が90%以上・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・b 該当項目が80%未満・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				
		上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d e により評価する。 ☐ 日常的に、監督員等に対して対外関係に関する事項に対しての説明等が不適切な場合。 ☐ 日頃より、対外関係の不備等についての指摘を受けた場合。				